

柏市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

制定 平成 20 年 6 月 11 日

施行 平成 20 年 7 月 1 日

(目的等)

第1条 この要綱は、木造住宅を所有している者に対し、木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木造住宅の耐震改修工事の促進を図り、もって地震による木造住宅の倒壊等を防止し、安全で災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 60 年柏市規則第 29 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 一戸建ての住宅又は併用住宅（人の居住の用に供する部分の床面積がその建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上である建築物をいう。）であって、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

ア 柱、はり等の主要な構造部に木材を用いたものであること。

イ 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）により建築されたものであること。

ウ 地上階数が 2 以下のものであること。

エ 着工日が平成 12 年 5 月 31 日以前のもの又は同日以前であると市長が認めるものであること。

(2) 耐震診断 市長が別に定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 木造住宅耐震診断士 耐震診断を実施するために必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるところにより本市の登録を受けた者をいう。

- (4) 判定値 耐震診断により算出された上部構造の耐震性能に係る評点をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震性能の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事のうち、市長が別に定める要件を満たすものに請け負わせて行うものであって、当該改修工事後の判定値を1.0以上にするものをいう。
- (6) 設計 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する設計をいう。
- (7) 工事監理 建築士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。
(対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の区域内に木造住宅を所有している者のうち、市税を滞納していないものとする。ただし、当該木造住宅を所有している者（当該木造住宅を共有している場合にあっては、そのいずれかの者）が既に補助金の交付を受けている場合及び補助金の交付の決定を受けようとする日の属する年度に補助金の交付の決定を受けている場合にあっては、この限りでない。

2 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、木造住宅耐震診断士その他市長が別に定めるものにより耐震診断を受けた木造住宅の判定値が1.0未満のものについて行う耐震改修工事並びに当該耐震改修工事に係る設計（木造住宅耐震診断士により行われるものに限る。）及び工事監理（木造住宅耐震診断士により行われるものに限る。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 耐震改修工事又は工事監理が行われていない場合
 - (2) 木造住宅（当該木造住宅と同一の敷地内に他の建築物がある場合にあっては、当該建築物を含む。）が、建築基準法の規定（集団規定であるものに限る。）に違反している場合
 - (3) 同一の木造住宅について、既に補助金の交付を受けている場合又は補助金の交付の決定を受けようとする日の属する年度に補助金の交付の決定を受けている場合
- 3 補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額を合算して得た額とする。

- (1) 対象経費のうち対象事業に係る設計に要する経費の3分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後の額）。この場合において、当該額が100,000円を超える場合にあっては、100,000円を限度とする。
 - (2) 対象経費のうち対象事業に係る耐震改修工事及び工事監理に要する経費の3分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後の額）。この場合において、当該額が500,000円を超える場合にあっては、500,000円を限度とする。
 - (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第3号の額を差し引いた額を交付するものとする。

(申請書記載事項)

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業に係る木造住宅の所在地、用途、規模、構造、工法、着工日その他当該木造住宅の概要
- (2) 対象事業に係る木造住宅の耐震診断の実施日及び当該耐震診断により得られた判定値
- (3) 対象事業に係る木造住宅の耐震診断をした者の氏名、その者に係る要件及び建築士法第23条第1項に規定する事務所（以下「事務所」という。）の名称
- (4) 対象事業に係る設計を行う木造住宅耐震診断士の氏名、登録番号及び事務所の名称並びに当該設計に基づき耐震改修工事が行われた場合における判定値の予定値
- (5) 対象事業に係る工事監理を行う木造住宅耐震診断士の氏名、登録番号及び事務所の名称
- (6) 対象事業に係る耐震改修工事を行うものの氏名又は名称、住所及び耐震改修工事を行うことができるものに係る要件

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請書添付書類)

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業に係る木造住宅の案内図
- (2) 対象事業に係る事業計画書
- (3) 対象事業に係る建築士法第2条第6項に規定する設計図書
- (4) 対象事業に係る木造住宅の登記事項証明書その他の当該木造住宅を補助金の交付を受けようとする者が所有していることを証する書面
- (5) 対象事業に係る木造住宅の建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書面の写し
- (6) 対象事業に係る木造住宅が集団規定に違反していないことを証する書面
- (7) 対象事業に係る木造住宅の耐震診断に係る結果の報告書の写し
- (8) 対象経費の見積書又はその写し
- (9) 補助金の交付を受けようとする者の市税に係る納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納付状況の情報について市が公簿等で確認することに同意しない場合）
- (10) 対象事業に係る木造住宅の耐震診断をした者に係る要件の具備を証する書類の写し
- (11) 対象事業に係る耐震改修工事を行う者に係る要件の具備を証する書類の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

(申請書提出期限)

第7条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けようとする年度の11月30日（その日が柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

(標準処理期間)

第8条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、21日（21日目に当たる日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日までの期間）とする。

（交付の条件）

第9条 規則第4条第6号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業に係る筋かい、金物補強等の工事の終了後に、市長が必要と認める検査（立入検査を含む。）を受けること。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた者が、当該補助金の対象事業に係る木造住宅に、当該補助金に係る規則第13条の規定による通知が行われた日から起算して5年間所有すること。ただし、災害、疾病その他居住することができないやむを得ない事由があると市長が認める場合にあっては、この限りでない。

（実績報告書提出期限）

第10条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の2月15日（その日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

（実績報告書添付書類）

第11条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業に係る設計委託契約書、耐震改修工事請負契約書及び工事監理委託契約書の写し（原本証明のあるものに限る。）
- (2) 対象事業に係る工事監理報告書
- (3) 対象事業に係る木造住宅の耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後の写真（撮影場所を明らかにした図面等を含む。）
- (4) 対象事業において使用した材料の仕様書等
- (5) 対象経費に係る領収書又はその写し

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
(平成21年3月31日までの間における補助金の交付を受けることができる者の要件の特例)
- 2 平成21年3月31日までの間における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「214,000円」とあるのは、「268,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。